

## 和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金 チェックリスト

1. 補助金を申請するにあたり、申請資格を確認してください。  
すべての項目に該当する必要があります。

- 現在和歌山県内の介護サービス事業所等に介護職員として勤務しており、引き続き勤務する意思がある
- 現職以前に介護職員として勤務した経験がない（学生時代のアルバイト除く）
- 以下のいずれかに該当する
  - ア 県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクに求職登録していた
  - イ ハローワークに求職登録していた
  - ウ 就労決定日から起算して、過去3年以内に県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクの就労支援を受けた  
「『ア』または『イ』に該当する方のみ『エ』も確認してください」
  - エ 求職登録の有効求職期間内に就職が決定した
- 介護職員初任研修の申し込み時において、現在の勤務先への就職が決定していた
- 就労開始から6か月以内に介護職員初任者研修受講を申し込んでいた
- 就労開始から1年以内に介護職員初任者研修を修了した
- 年間勤務日数180日以上である（見込み含む）
- 介護職員初任者研修受講料について、他機関からの助成を受けていない
- 令和5年4月1日以降に就労決定している

2. 上記で補助金を申請できることが確認できた方は、以下の提出書類をご準備いただき、記載事項等についてそれぞれ確認してください。

### 【申請必要書類】

- 和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 通帳コピー（銀行名、支店名、名義人、口座番号、口座種別の記載ページのみ）
- 収支決算書（別記第2号様式）
- 求職登録等申告書兼介護職員初任者研修受講実績報告書（別記第3号様式）
- 介護職員初任者研修事業者等が発行する修了証明書の写し
- 介護サービス事業所等が発行する就労証明書（別記第4号様式）
- 補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書等）の写し
- その他知事が必要と認める書類

### 和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請書

- 必要事項がすべて記載されているか
  - ・ 氏名、住所、補助金額
  - ※ 収支決算書（別記第2号様式）の「収入 和歌山県補助金」と金額が一致しているか
- 補助金の振込口座は通帳コピーの内容と一致しているか

### **収支決算書**

- 「収入 和歌山県補助金」 ≤ 「支出 介護職員初任者研修受講料」となっているか
- 「収入 和歌山県補助金」は10万円以内となっているか
- 収入の合計額と支出の合計額が一致しているか
- テキスト代等の教材費や補講に要した費用を受講料に含めていないか
  - ※テキスト代等の教材費は「教材費」に計上
  - ※補講や追試験を受け追加料金が発生している場合は、「その他支出」に計上

### **求職登録等申告書兼介護職員初任者研修受講実績報告書**

- 必要事項がすべて記載されているか
  - ※「求職登録」または「就労支援」のいずれかにチェックしているか
- 研修申込日は就労証明書（別記第4号様式）に記載の「就労決定日」以降になっているか
- 受講料は「和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）」に記載した補助金額と一致しているか

### **介護職員初任者研修事業者等が発行する修了証明書の写し**

- 修了証明書は原本ではなくコピーを添付しているか

### **就労証明書**（※勤務先の事業所に記入してもらってください）

- 必要事項がすべて記載されているか（勤務先事業所の押印は不要です）
- 就労決定日は「求職登録等申告書兼介護職員初任者研修受講実績報告書（別記第3号様式）」記載の研修申込日以前になっているか
- 「年間勤務日数が180日以上」の項目にチェックが入っているか

### **補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書等）の写し**

- 初任者研修受講料が明記されているか
  - ※テキスト代等の教材費と受講料の内訳が判別できるか
- 領収書に氏名は明記されているか
- 振り込みの場合は、振込先、金額が判別できる明細書があるか
  - ※振り込みの場合は、受講料とテキスト代等の教材費等との判別が困難なため、内訳がわかる書類をあわせてご提出ください

3. 提出書類が整った方は、下記まで郵送してください。

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁 長寿社会課 振興班あて